

## 低所得である子育て世帯に対する緊急の支援に関する法律案要綱

### 一 趣旨

この法律は、令和四年度子育て世帯生活支援特別給付金が、低所得である子育て世帯への支援において一定の効果を発揮したものの、なお、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置並びに物価の高騰等による低所得である子育て世帯への経済的な影響が継続し、かつ、深刻化していることに鑑み、低所得である子育て世帯に対する更なる支援を緊急に行うため必要な事項を定めるものとする。 (第1条関係)

### 二 給付金の支給のための財政上の措置等

政府は、令和5年4月30日までに令和四年度子育て世帯生活支援特別給付金と同様の給付金の支給が行われるよう、必要な財政上の措置その他の措置を速やかに講ずるものとする。 (第2条関係)

### 三 譲渡等の禁止

- 1 二により措置された給付金の支給を受けることとなった者の当該支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができないこと。
- 2 二により措置された給付金として支給を受けた金銭は、差し押さえることができないこと。 (第3条関係)

### 四 施行期日

この法律は、公布の日から施行すること。 (附則関係)

## 低所得である子育て世帯に対する緊急の支援に関する法律案

(趣旨)

第一条 この法律は、令和四年度子育て世帯生活支援特別給付金が、低所得である子育て世帯への支援において一定の効果を発揮したものの、なお、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置並びに物価の高騰等による低所得である子育て世帯への経済的な影響が継続し、かつ、深刻化していることに鑑み、低所得である子育て世帯に対する更なる支援を緊急に行うため必要な事項を定めるものとする。

(給付金の支給のための財政上の措置等)

第二条 政府は、令和五年四月三十日までに令和四年度子育て世帯生活支援特別給付金と同様の給付金の支給が行われるよう、必要な財政上の措置その他の措置を速やかに講ずるものとする。

2 前項の「令和四年度子育て世帯生活支援特別給付金」とは、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）及びそのまん延防止のための措置の影響に鑑み、物価の高騰等に直面する低所得である子育て世帯を支援するため、令和

四年四月二十八日に閣議において決定された令和四年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費の使用に基づく新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金を財源として支給される次に掲げる給付金をいう。

一 都道府県、市（特別区を含む。）又は福祉事務所（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所をいう。）を設置する町村から支給される給付金で、低所得であるひとり親世帯への支援の観点から支給されるもの

二 前号に掲げるもののほか、市町村（特別区を含む。）から支給される給付金で、低所得である子育て世帯への支援の観点から支給されるもの

（譲渡等の禁止）

第三条 前条第一項の規定により措置された給付金の支給を受けることとなった者の当該支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

2 前条第一項の規定により措置された給付金として支給を受けた金銭は、差し押さえることができない。

附則

この法律は、公布の日から施行する。



## 理由

令和四年度子育て世帯生活支援特別給付金が、低所得である子育て世帯への支援において一定の効果を発揮したものの、なお、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置並びに物価の高騰等による低所得である子育て世帯への経済的な影響が継続し、かつ、深刻化していることに鑑み、低所得である子育て世帯に対する更なる支援を緊急に行うため必要な事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

## 「低所得子育て世帯給付金」再支給法案（通称）について

- 緊急性が高い物価高騰対策として、低所得子育て世帯給付金（子ども1人、5万円）を再支給すべきである。
- 異次元の少子化対策、子ども・子育て予算の倍増が議論される中、食料品や公共料金をはじめとする物価高騰等により、低所得の子育て世帯の暮らしは、ますます苦しくなっている。
- 昨年1年間の生鮮食品の物価上昇率は8.1%となっており、こうした値上げが子育て世帯の家計にとって大きな負担となっている。これに加え、過去3年にわたるコロナ禍の影響も子育て世帯を困窮させている。
- 令和4年4月、政府は、物価高騰等に直面する生活困窮者等への支援として、低所得の子育て世帯に対し、児童一人当たり5万円の特別給付金を支給することを決定し、給付金は順次支給されたが、その後は支給されていない。
- 昨年11月に支援者団体が子どものいる困窮家庭を対象に実施した調査によると、ほぼ100%の家庭が物価高で家計が厳しくなったと回答しており、既に子どもの成長に悪い影響が出ているという回答は約半数に達している。
- このように、低所得の子育て世帯の生活は深刻な状況にあり、支援者団体からは、貧困が原因と思われる子どもの自殺も発生しており、このままでは、絶望して命を断つ子どもや親が増えかねないと指摘されている。
- ついては、緊急性が高い物価高騰対策として、政府が昨年4月に支給を決定した「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金」と同内容の給付金を再支給する法律案を提出し、速やかに成立させる必要がある。本法律案により、4月末までに約378万人の子ども、約234万世帯の子育て世帯に給付金が支給されることになる（財源は、残高5兆円の新型コロナ・物価高騰対策予備費を活用）。

### 【参考】政府が令和4年4月に支給を決定した

#### 「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金」の概要

- 新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、食費等の物価高騰等に直面する低所得の子育て世帯に対し、特別給付金を支給することにより、その実情を踏まえた生活の支援を行う。

<b>(1) 支給対象者</b> ① 児童扶養手当受給者等（低所得のひとり親世帯） ② ①以外の令和4年度分の住民税均等割が非課税の子育て世帯（その他低所得の子育て世帯） ※②の対象となる児童の範囲は①と同じ （18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（障害児の場合は20歳未満））	<b>(2) 給付額</b> 児童一人当たり一律5万円
<b>(3) 実施主体</b> 低所得のひとり親世帯：都道府県、市（特別区を含む）及び福祉事務所設置町村 その他低所得の子育て世帯：市町村（特別区を含む）	<b>(4) 費用</b> 全額国库負担（10/10） ※ 実施に係る事務費についても全額国库負担
<b>(5) 予算額</b> 2,043億円（事業費1,889億円、事務費154億円） ※令和4年度新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金	
<b>(6) スケジュール</b> ① 低所得のひとり親世帯：令和4年4月分の児童扶養手当受給者について、可能な限り6月までに支給（申請不要） ※ 直近で収入が減少した世帯等についても、可能な限り速やかに支給（要申請） ② その他低所得の子育て世帯：令和4年4月分の児童手当又は特別児童扶養手当の受給者で、令和4年度分の住民税均等割が非課税である者について、課税情報が判明したのち、可能な限り速やかに支給（申請不要） ※ 上記以外の者のうち、対象児童を養育する者で、令和4年度分の住民税均等割が非課税である者（例：高校生のみ養育世帯）や直近で収入が減少した世帯等についても、可能な限り速やかに支給（要申請）	

# 立憲民主党提出の低所得の子育て世帯へ給付金を支給する法律案

立憲民主党提出の法律案		政府の対応
<p>【第201回国会】令和2年5月15日提出 児童扶養手当受給者に対する臨時特別給付金の支給に関する法律案（尾辻かな子君外10名提出、衆法第15号）</p> <p>児童扶養手当受給者に、半年の間、児童扶養手当（全部支給）に相当する額の給付金を支給する</p>	<p>実現</p>	<p>令和2年度第2次補正予算で対応（令和2年6月に国会提出）</p> <p>低所得のひとり親世帯へ臨時特別給付金を支給。具体的には、①児童扶養手当受給世帯等へ1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円、②収入が減少した児童扶養手当受給世帯等へ1世帯5万円を支給</p>
<p>【第203回国会】令和2年11月16日提出 低所得であるひとり親世帯に対する緊急の支援に関する法律案（長妻昭君外8名提出、衆法第3号）</p> <p>政府が令和2年度第2次補正予算で対応した①を再支給する</p>	<p>実現</p>	<p>令和2年度予備費で対応（令和2年12月に支給決定）</p> <p>低所得のひとり親世帯へ臨時特別給付金を支給。具体的には、上記の①児童扶養手当受給世帯等へ1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円を再支給</p>
<p>【第204回国会】令和3年1月22日提出 児童の属する低所得者世帯に対する緊急の支援に関する法律案（逢坂誠二君外9名提出、衆法第2号）</p> <p>政府が令和2年度予備費で対応した①を2回支給する（ふたり親世帯を対象に追加）</p>	<p>実現</p>	<p>令和2年度予備費で対応（令和3年3月に支給決定）</p> <p>低所得の子育て世帯へ「子育て世帯生活支援特別給付金」を支給。具体的には、児童扶養手当受給世帯等へ児童1人当たり5万円を支給（ふたり親世帯も対象）</p>
<p>【第204回国会】令和3年6月3日提出 低所得である子育て世帯に対する緊急の支援に関する法律案（池田真紀君外10名提出、衆法第29号）</p> <p>政府が令和2年度予備費で対応した「子育て世帯生活支援特別給付金」を再支給する（ふたり親世帯も対象）</p>	<p>実現</p>	<p>令和3年度予備費・令和3年度第1次補正予算で対応（令和3年11月に支給決定）</p> <p>子育て世帯へ臨時特別給付を行う。具体的には、児童を養育している年収960万円以上の世帯を除き、高校3年生までの子ども1人当たり10万円相当を給付</p>
<p>(参考)</p> <p>【第208回国会】令和4年4月8日 立憲民主党「生活安全保障のための緊急経済対策」</p> <p>低所得子育て世帯に臨時的給付金（5万円）を支給する</p>	<p>実現</p>	<p>令和4年度予備費で対応（令和4年4月に支給決定）</p> <p>低所得の子育て世帯へ「子育て世帯生活支援特別給付金」を支給。具体的には、児童扶養手当受給世帯等へ児童1人当たり5万円を支給（ふたり親世帯も対象）</p>